

「埼玉県ネットアドバイザー」の設置及び活動に係る取扱要綱

1 趣 旨

この要綱は、デジタル社会に生きる子どもたちがリスクに対処して「ネットを利活用」し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者や子どもたちに対して啓発する埼玉県ネットアドバイザー（以下「ネットアドバイザー」という。）の設置とその活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ネットアドバイザーの定義

ネットアドバイザーとは、県が実施する養成講座を修了し、県による認定を受けて名簿に登録された者をいう。

3 ネットアドバイザーの認定・有効期間

- (1) ネットアドバイザーの認定は、別に定めるところにより行う。
- (2) 認定の有効期間は原則2年間とする。有効期間が経過した場合、県は活動状況や本人の意向等を総合的に考慮し、有効期間を延長する。
- (3) 認定及び有効期間の延長の手続きは、原則として電子申請によるものとする。

4 ネットアドバイザーの活動

ネットアドバイザーは、こどものための安全安心な環境づくりを推進するため、デジタル社会に生きる子どもたちがリスクに対処して「ネットを利活用」し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者や子どもたちに対して、啓発する「こども安全見守り講座」（以下「見守り講座」という。）の講師としての活動の他、青少年課が適当と認めた活動を行うものとする。

5 ネットアドバイザーの活動対象

ネットアドバイザーは、以下からの申込みに基づき、啓発活動を行う。

- (1) 県内小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 県内保育園、幼稚園等
- (3) 県内青少年団体、青少年育成団体
- (4) その他、青少年課が適当と認めた団体

6 講座の申請及び決定

- (1) 見守り講座の実施を希望する学校等の長は、原則として見守り講座実施日の1か月前までに別に定める電子的手法により青少年課長に申請する。
- (2) 青少年課長は内容を審査の上、実施の可否及び担当するネットアドバイザーを

決定し、その結果を依頼のあった学校等の長に通知する。

- (3) 決定通知を受けた学校等の長は、ネットアドバイザーと連絡・調整の上、見守り講座を適正に運営するものとする。

7 実施報告

ネットアドバイザーによる見守り講座を実施した学校等の長は、見守り講座終了後1週間以内に別に定める電子的手法により青少年課長に実施報告を行う。

8 講師に係る経費

「見守り講座」の講師を務めるネットアドバイザーの謝金（通信費・資料作成費・交通費等含む）については、県が負担するものとし、その額は次のとおりとする。

単価1回 5,000円

ただし、同日同会場で複数回実施する場合は15,000円を上限とする。

9 研修

- (1) 県は、見守り講座の充実、ネットアドバイザーの資質向上及び情報交換を目的とした研修を実施する。
- (2) ネットアドバイザーは、研修に積極的に参加するとともに、自己研鑽に努めるものとする。
- (3) 研修の申込は原則として電子申請によるものとする。

10 その他

- (1) ネットアドバイザーに関する事務は、青少年課において処理する。
- (2) この要綱に定めのない事項及び事業内容の変更等については、青少年課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。